

国福高第 1146 号
平成 30 年 10 月 31 日

居宅介護支援事業所 管理者各位

国分寺市福祉部
高齢福祉課長 渡邊 浩典

訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプランの提出について（依頼）

日頃から、国分寺市の高齢福祉行政にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 38 号）」の一部改正に伴い、訪問介護の生活援助中心型のサービスについて、国が定める回数以上のサービスを居宅サービス計画（ケアプラン）に位置付ける場合、その必要性を当該居宅サービス計画に記載するとともに、区市町村に届け出ることが義務付けられました。

つきましては、該当する居宅サービス計画を作成された場合（変更して該当した場合を含む）には、下記のとおり、必要書類をご提出いただきますよう、お願い致します。

記

1 届出対象

厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護（平成 30 年厚生労働省告示第 218 号）で定める回数及び訪問介護が位置付けられたケアプランになります。

(1) 厚生労働大臣が定める回数

要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
27 回	34 回	43 回	38 回	31 回

(2) 対象となる訪問介護

生活援助（指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 19 号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費の注 3 に規定する生活援助をいう。）が中心である訪問介護です。

※ 上記の回数には、身体介護に引き続き、生活援助が中心である訪問介護を行う場合の回数は含みません。

2 届出方法

(1) 届出期限

当該月において作成又は変更（軽微な変更を除く。）した居宅サービス計画のうち一定回数以上の訪問介護を位置づけたものについて、翌月の末日までに市に届出てください。なお、ここで言う当該月において作成又は変更した居宅サービス計画とは、当該月において利用者の同意を得て交付をした居宅サービス計画をいいます。

(2) 届出書類

- ① 訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプランの届出書（別紙）
- ② 基本情報シート
- ③ アセスメントシート
- ④ 居宅サービス計画書（第1表～第7表）

いずれかの表に訪問介護が必要な理由を表記すること。5表については、該当部分のみで可とする。

- ⑤ 訪問介護計画書の写し

3 提出期限および提出先

対象となる居宅サービス計画を作成または変更した月の翌月末日までに、上記の必要書類を高齢福祉課介護保険係へ郵送又は直接持参して提出してください（例：10月に作成・変更して該当した計画は11月30日までに提出）。

4 結果の通知

提出後、市が検証を行い、速やかにその結果を通知します。

必要に応じ、ケアプラン内容の再検討を促すために必要な助言をいたします。

5 再検証及び定期的な状況把握

検証後、対象者の状況に基づき、再検証を行う期間を定めます。

また、再検証前においても必要があると認めるときは、ヒアリングの実施又は資料の提出を求め、定期的な状況把握を行うことがあります。

6 問い合わせ・提出先

〒185-0024

国分寺市泉町2-3-8 いずみプラザ1階

電話：042-321-1301

国分寺市高齢福祉課 介護保険係